

## 第4回公立大学法人兵庫県立大学理事長選考会議 議事要旨

- 1 日 時 平成27年12月14日(月)16時00分～17時50分
- 2 場 所 公立大学法人兵庫県立大学 本部棟2階 中会議室
- 3 出席委員 山内 康弘(議長)、浅田 尚紀、池野 忠司、太田 勲、開本 浩矢、  
藤原 茂之、本間 健二、水越 浩士  
(事務局) 戸田副局長兼経営企画部長、盛山大学改革室長、菅澤経営企画部次長兼  
総務人事課長、徳岡課長補佐

### 4 議事等

- (1) 理事長選考規程等に対する意見と対応の考え方について
- (2) 理事長選考規程等の制定案文について
- ア 理事長選考規程
- イ 理事長任期規程
- ウ 理事長解任規程
- (3) その他

#### 【議事等の概要】

##### (1) 理事長選考規程等に対する意見と対応の考え方について

前回会議で取りまとめた理事長選考規程等の骨子案(主な論点に係る案の内容と考え方を含む。)により、学内パブリックコメントと学外有識者等の意見聴取を行った結果を受け、提出のあった意見を踏まえ、対応について審議を行った。

その結果、意見を踏まえて骨子案の内容を一部見直すこととした。また、意見と対応の考え方について公開する資料は、本日の審議を踏まえて整理を行うこととした。

#### 《意見聴取・提出状況及び意見と対応の考え方》

(別に公開する整理資料を参照)

#### 《意見を踏まえて案を見直したもの》

##### ① 規程名称について [選考規程・任期規程・解任規程]

名称中の「理事長」を「学長となる理事長」とする。

##### ② 教職員連署推薦における3学部等の要件の範囲について [選考規程]

教職員による候補者の連署推薦における3学部等以上の教員が含まれることの変に係る教員の所属組織は、当初案の学部・研究科・附置研究所に、全学機構・学術総合情報センターを加えた全教員所属組織とする。

##### ③ 経営審議会委員の推薦段階について [選考規程]

候補者の推薦区分のうち経営審議会委員による推薦は、教育研究審議会委員による推薦と同じ第1段階とする。(全体を3段階から2段階に)

#### 《主な意見等》

(3学部等の範囲の見直しについて)

- 教職員連署推薦で、3学部等以上の教員を含む30人以上という要件のハードルが高いのなら、それをどうするかという議論をすべきであり、全学機構等は所属教員が1人の組織もある中で、それを十把一絡げにして学部等に加え、これによりハードルを下げることにもなるという言い方はおかしいのではないか。
- ハードルを下げることにもなる旨の説明がよくなければ、その部分は削除すればいいが、それよりも、全学機構等を3学部等の要件の対象に加えるのがいいかどうかの本質の議論が先。
- 推薦は教員個人の資格で行うので、教員個人の所属に着目すると、所属を限定せず公平に扱った方がいいのではないか。
- イメージ的には、防災教育研究センターを含む総合教育機構くらいの規模なら学部等にカウントすればいいかなと思うが、所属教員が1人しかいない産学連携・研究推進機構等を学部等にカウントする必要があるのかということ、確かに疑問と言えれば疑問。
- 人数で線引きするのは難しいのではないか。
- 推薦する際は、できるだけ幅広いところから支持を得ていることを選考会議に示そうとするので、1人しかいない組織も含めて3学部等の要件を満たすことは普通しないであろうから、そういう組織も学部等を含めて構わないのではないか。どのくらい支持を受けているかということも選考会議で判断すればいい。
- 1組織で多くの支持を集め、他の2組織からは1人ずつしか推薦がなくても、結局3学部等の要件を満たすことになるので、組織の規模でどう定義しても結局は同じことになる。それなら、連署推薦の名簿を見て、それがどれだけ広がりがあるかという質的なところを見た方がいい。
- 連署で誰が推薦したかがわかるので、その結果で支持内容も含めて判断をするという考え方で、1人の組織でも1単位と整理した方がよい。
- 選考会議のときに推薦者の内訳があれば偏りがよくわかるので、それを含めて判断するという前提であれば、この対応案でいいのではないか。
- それでよいが、そうすることによって「推薦のハードルが高いのではないかと」の意見にも一定応えることとなる」という理由は、何か矛盾している。  
→ 結果論として記載しているものだが、その理由は削除する。

#### (経営審議会委員の推薦段階について)

- 教職員、教育研究審議会委員、経営審議会委員の推薦が同じ候補者に重複してもよいという前提であれば、対応案のとおりでいい。
- 推薦される候補者の重複もあり得るということを示さないと、なかなか想像しにくいのではないか。
- 対応の考え方の最後に、少しそういうことを加えたらいい。  
→ 今回の対応の考え方のほか、実際に推薦を求める段階でも留意事項として示す。

#### (その他の意見への対応について)

- 「連署による推薦に関して慎重な配慮が必要である」と、誰かを推薦するよう圧力がかかるパワハラのような事態も出てくるのではないかと心配する意見がある。例え

ば、推薦の受付を始めるときに、地位利用による勧誘とか強要は行わないこと、行った場合は懲戒事由に該当するというような内容の通知をしてはどうか。

- 連署で誰が誰を推薦したかが分かるので、パワハラまでは余り心配しなくてもいいかもしれないが、コンプライアンスとして、注意喚起とか通報制度があるということを知周知する手続は大事。
- コンプライアンスの体制を整えて、教員の良識の範囲で対応することでもいいのではないか。
- 大学の自治を信頼して、連署推薦制度を設けているので、もし強要のような事案が横行したら、連署推薦は廃止するという制度の見直しに繋がるのではないか。
- 一部の心得のない構成員の行為で、制度を全部否定するわけにはいかない。  
→ コンプライアンス規程も整備されているので、こういう規程があるというのを併せて周知するような形で対応。

#### (意見への対応の考え方について)

- 意向投票は絶対に必要という強い意見があるが、連署推薦というある種組織の意見を反映させる大きな手続が入っているので、意向投票の機能を十分カバーし得るものという説明にならないか。
- 同じ人を複数グループが連署で推薦してもいいというのは、ある種記名投票行為。そういうイメージで捉えると、意向投票というこれまでのやり方に固執する考え方から意識を転換できないか。
- 意向投票を求める意見の背景には、現場の教員の考えがある程度反映できる仕組みを設けてほしいということもある。連署推薦制度を丁寧に説明して、これで現場の教員の考えをかなりすくひ上げることができるということを示しておいた方がいい。
- 教職員連署の 30 人は上限ではなく下限なので、何人でもいいということを煽りすぎると、多くの署名を集める方がよいというメッセージになりかねないので、そこは注意して説明する必要がある。
- 意向投票は行わないと言いながら、連署推薦を意向投票に替えるような言い方は、一貫性がないのでよくない。連署推薦の利点をきちんと説明するような形がよい。
- 意向投票は行わないという前提で新たな制度を考えているのだから、今度はこういう方法にするという説明の方がわかりやすい。意向投票を行わない理由をここで丁寧に説明しても、納得しない人は納得しないのではないか。
- 意向投票を否定しているのは、投票する母集団の大きいところが勝つということではなく、人物本位で考えなければいけないということ。それが十分に説明されているかが問題。
- 意向投票のもう一つの問題は、大学の改革をこれから毅然とした態度でやっていかなければいけないときに、教員に負担のかかるような改革を強行すると、なかなか選ばれないということ。
- 仮に理事長・学長分離型に移行すると、理事長は知事が任命するが、学長は大学の教職員の代表者である。その代表者を選ぶに当たっては、大学の教職員が信任する行為がどこかになければならないという強い主張があった。そこをどう考えるか。

- 今も学長となる理事長を選んでいるので、実質は学長を選んでいる。分離型になると副理事長兼学長になるが、理事長兼学長を選ぶのと本質的に違いはない。だから、その意見は本質を見誤っている。
- 今度は理事長だから経営も見なくてはいけないので、投票で教員に判断させるべきではないという説明は、もし分離型になるとずれてしまう。ただ、実際には投票行動が必ずしもあるべき結果を生むとは限らないので、意向投票をしないというのは仕方がない。そのデメリットは、教員もよくご存じと思う。
- 分離型では、副理事長兼学長は理事長を説得しないといけないので、より経営のセンスが問われる。その辺りは今のところ認識が共有できていない。また、意向投票があるべき結果を生まないことがあるのも事実。時代は明らかに変わっていて大学の構図も変わっている。投票行為がなくなることを構成員が受け入れないと、大学は次の段階に進まない。  
→ 連署推薦の持つ意味合いについて、実質的な意向投票のような説明にならないよう注意して、本来の考え方を整理。

## (2) 理事長選考規程等の制定案文について

### ア 理事長選考規程

骨子案と見直し案を踏まえて案文化した原案のとおり決定した。  
(制定内容については、別に公開する規程を参照)

### イ 理事長任期規程

骨子案と見直し案を踏まえて案文化した原案のとおり決定した。  
(当該規程の制定は、法人が理事会の議決を経て行うこととなるため、理事長に対し、他の2規程の制定と併せて、審議結果としての案の通知を行う。)

### ウ 理事長解任規程

骨子案と見直し案を踏まえて案文化した原案のとおり決定した。  
(制定内容については、別に公開する規程を参照)

## (3) その他

### ア 意見と対応の考え方の取りまとめ・公開について

意見と対応の考え方については、本日の審議を踏まえて公開用の資料を作成し、委員間で確認した上で、制定した規程及び本日の議事要旨と併せて公開することとした。

### イ 次回開催について

選考会議で審議すべきテーマとして、理事長に求められる資質・能力の具体的な内容、理事長の業績評価の実施方法等が残っていることから、年度内にあと1～2回会議を開催することとし、次回は改めて日程調整した上で開催することとした。

以上